

# 新潟県警察の警察官の服制及び服装に関する訓令

平成6年3月31日

本部訓令第9号

[沿革] 平成6年5月本部訓令第15号、11月第17号、第18号、7年12月第15号、8年10月第13号、9年11月第16号、10年4月第8号、第9号、12月第17号、11年2月第1号、13年3月第6号、14年9月第24号、30年11月第11号、31年2月第2号、令和2年3月第7号、3年3月第9号、4年2月第3号、6年3月第5号、7年9月第22号改正

新潟県警察の警察官の服制及び服装に関する訓令（昭和62年本部訓令第16号）の全部を次のように改正する。

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）その他別に定めのあるもののほか、県警察の警察官の服制及び服装について必要な事項を定めるものとする。

（服制の遵守及び端正な服装の保持）

**第2条** 警察官は、規則及びこの訓令で定める服制を遵守するとともに、端正な服装の保持に努めなければならない。

2 所属長は、警察官の服制及び端正な服装の保持に常に配慮するとともに、部隊として行動する場合は、服装の斉一を期さなければならない。

（例外の承認）

**第3条** 所属長は、この訓令により難い特別の事情がある場合は、本部長の承認を受けなければならない。

## 第2章 服装等

（服装等）

**第4条** 警察官は、規則第4条の規定により、制服、制帽、制服用ワイシャツ、ネクタイ、ベルト及び靴を着用し、帯革、警棒、手錠、拳銃、階級章及び識別章を着装しなければならない。

2 警察官は、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）第6条の規定により、勤務中は、警察手帳を携帯しなければならない。

3 警察官は、制服を着用して勤務するときは、警笛を携帯しなければならない。

4 警察官の装備品のうち別表第1に掲げるものの着装要領は、同表のとおりとする。

（防寒服、雨衣等の着用）

**第5条** 防寒服の着用期間は、10月1日から翌年5月31日までとする。ただし、所属長が勤務上必要があると認めた場合は、この限りでない。

2 雨衣は、雨又は雪の場合に着用するものとし、必要があるときは、無色透明の帽子雨覆いを着用することができる。

（あごひも）

**第6条** あごひもは、特に必要があると認めたとときに用いるものとする。

(手袋の着用)

**第7条** 警察官は、儀式、祭典、交通整理等で必要がある場合は、白手袋を着用することができる。

2 防寒のため着用する場合は、黒色系統の適宜のものを用いることができる。

(靴の着用)

**第8条** 警察官は、原則として黒短靴を着用するものとする。ただし、交通指導取締りに従事する場合又は交通指導取締用自動車、警ら用無線自動車、自動二輪車若しくは原動機付自転車に乗務する場合は黒色半長靴を、警備実施又は同訓練に従事する場合は警備靴を、着用することができる。

2 雨又は雪の場合及び寒冷時においては、黒色長靴又は適宜の黒色防寒靴を着用することができる。

### 第3章 活動服の着用等

(活動服の着用等)

**第9条** 警察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、制服上衣又は制帽に代えて活動服又は活動帽を着用することができる。

(1) 当直勤務に従事するとき。

(2) 留置業務に従事するとき。

(3) 地域警察勤務に従事するとき。

(4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。

(5) 捜索活動に従事するとき。

(6) 鑑識のための作業に従事するとき。

(7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。

(8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に関する業務に従事するとき。

(9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。

(10) 災害警備実施に従事するとき。

(11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

(12) その他所属長が必要と認めたととき。

### 第4章 服装等の一部省略

(ネクタイ)

**第9条の2** 警察官は、活動服を着用して勤務するとき（勤務中に活動服を脱いでいる場合を含む。）は、ネクタイを着用しないことができる。この場合においては、襟元のボタンを外すことができる。

(警察手帳)

**第10条** 警察官は、第4条第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、警察手帳を携帯しないことができる。

(1) 庁舎内において常時勤務し、職務執行が予想されない場合

(2) その他所属長が勤務上必要がないと認めた場合

(警笛)

**第11条** 警察官は、第4条第3項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、警笛を携帯しないことができる。

- (1) 警部補以上の階級にある警察官で勤務上必要がない場合
- (2) その他所属長が必要がないと認めた場合  
(拳銃つりひも)

**第12条** 警察官は、拳銃を着装しないで勤務する場合は、拳銃つりひもを着装しないものとする。ただし、拳銃を着装して勤務する者が休憩その他一時的に拳銃を着装しない場合は、この限りでない。

#### **第5章 特殊被服等の着用及び着装**

(特殊被服等の品目、制式及び着装要領)

**第13条** 特殊の業務に従事する警察官が着用又は着装することができる特殊被服及び装備品(以下「特殊被服等」という。)の品目及び制式は、別表第2のとおりとし、着装要領は、別表第3のとおりとする。

(交通取締りに従事する警察官の服装)

**第14条** 交通警察官(交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員を除く。)の服制については、交通警察官の服制の基準(昭和38年警察庁乙官発第24号)によるほか、別表第2に掲げる交通指導取締用特殊被服を着用及び着装できるものとする。

- 2 所属長は、前項に定める警察官以外の警察官を交通指導取締りに従事させる場合は、特殊被服等を着用又は着装させることができる。

(出動服等の階級標識)

**第15条** 出動服、略帽及び警備出動用ヘルメットを着用する場合は、別表第4に定める階級標識を付けなければならない。

- 2 階級標識の着装要領は、別表第5のとおりとする。

(乗車用ヘルメット等)

**第16条** 警察官は、交通指導取締用自動車、警ら用無線自動車に乗務する場合は、制帽、活動帽又は乗車用ヘルメットを着用及び着装し、自動二輪車又は原動機付自転車に乗務する場合は、乗車用ヘルメットを着装するものとする。

(記章)

**第17条** 機動隊員及び管区機動隊員は、記章を着装するものとする。ただし、所属長が勤務上支障があると認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の記章の種別及び制式は別表第6のとおりとし、着装要領は別表第7のとおりとする。

#### **第6章 礼装**

(礼装)

**第18条** 警察官の礼装は、礼服を着装するものとする。ただし、制服に礼肩章、飾緒及び白手袋を着用し、又は常装に白手袋を着用して礼装に代えることができる。

- 2 礼服の品目及び制式は別表第8のとおりとし、着装要領は別表第9のとおりとする。

(着装及び携帯の省略)

**第19条** 削除

(弔意)

**第20条** 礼服を着装して弔意を表す場合は、飾緒を取り外し、黒色のネクタイを用いるものとする。

(礼服の着用基準及び期間)

**第21条** 礼服の着用基準及び期間は、別表第10のとおりとする。

2 警務部長は、礼装の斉一を期すため、礼服着用の範囲について調整を行うものとする。

3 礼服を借用する場合は、礼服借用申請書（別記様式）により警務部長に申請するものとする。

### **第7章 私服の着用**

(私服の着用)

**第22条** 警察官は、次のいずれかに該当する場合は、私服を着用することができる。

(1) 警務、地域及び交通の業務以外の業務に就いた場合

(2) 当直勤務時において、所属長又は当直責任者が事件処理等のため必要があると認められた場合

(3) 所属長が特に私服の着用を命じた場合

(4) 傷病その他特別の理由により、所属長の許可を得た場合

2 前項の場合において、拳銃を携帯するときは、私服用拳銃入れを着装するほか、手錠及び特殊警棒を携帯することができる。

(警察手帳)

**第23条** 警察手帳は、手帳ひもを被服等に結び付けてポケットに収納するものとする。

### **第8章 削除**

**第24条及び第25条** 削除

### **第9章 雑則**

(出勤退庁時の服装)

**第26条** 警察官の出勤及び退庁時における服装は、原則として私服とする。

(サングラスの使用)

**第27条** 警察官は、勤務上又は疾病等のため必要がある場合は、所属長の承認を受けてサングラスを使用することができる。

(マフラーの着用)

**第28条** 警察官は、交通指導取締り又は警備実施若しくは同訓練に従事する場合のほか、制服にマフラーを着用してはならない。ただし、警備警戒活動その他所属長が必要があると認めるときは、着用することができる。

### **附 則**

この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

**附 則** (平成6年5月30日本部訓令第15号)

この訓令は、平成6年6月1日から施行する。

**附 則** (平成6年11月1日本部訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成6年11月17日本部訓令第18号)

この訓令は、平成6年12月1日から施行する。

**附 則** (平成7年12月15日本部訓令第15号)

この訓令は、平成8年1月1日から施行する。

**附 則** (平成8年10月24日本部訓令第13号)

この訓令は、平成8年11月1日から施行する。

**附 則** (平成9年11月27日本部訓令第16号)

この訓令は、平成9年12月1日から施行する。

**附 則** (平成10年4月1日本部訓令第8号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

**附 則** (平成10年4月27日本部訓令第9号)

この訓令は、平成10年5月1日から施行する。

**附 則** (平成10年12月15日本部訓令第17号)

この訓令は、平成11年1月1日から施行する。

**附 則** (平成11年2月3日本部訓令第1号)

この訓令は、平成11年2月8日から施行する。

**附 則** (平成13年3月30日本部訓令第6号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年9月30日本部訓令第24号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

**附 則** (平成30年11月15日本部訓令第11号)

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

**附 則** (平成31年2月6日本部訓令第2号)

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

**附 則** (令和2年3月19日本部訓令第7号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に保有する改正前の新潟県警察の警察官の服制及び服装に関する訓令に規定する乗車用ヘルメット及び夜光チョッキについては、この訓令の規定による色、地質及び制式にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

**附 則** (令和3年3月10日本部訓令第9号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則** (令和4年2月18日本部訓令第3号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則** (令和6年3月8日本部訓令第5号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**附 則** (令和7年9月22日本部訓令第22号)

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。